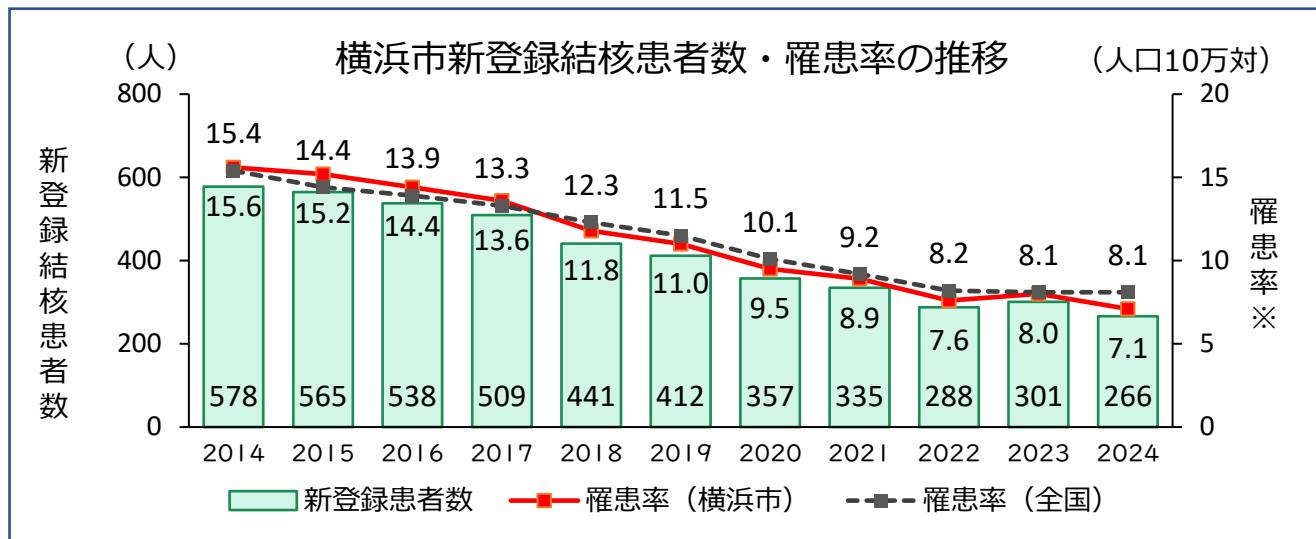


# 横浜市結核通信

発行 2025年10月  
担当 横浜市医療局健康安全課  
健康危機管理係（結核担当）  
電話 045（671）2729

## 新登録結核患者は減少しています

横浜市の2024年1月1日～12月31日に新たに登録された結核患者数は266人、結核罹患率※は、7.1でした。結核低まん延の水準である10.0を下回っていますが、更なる早期発見・早期治療、治療完遂への支援等が求められています。



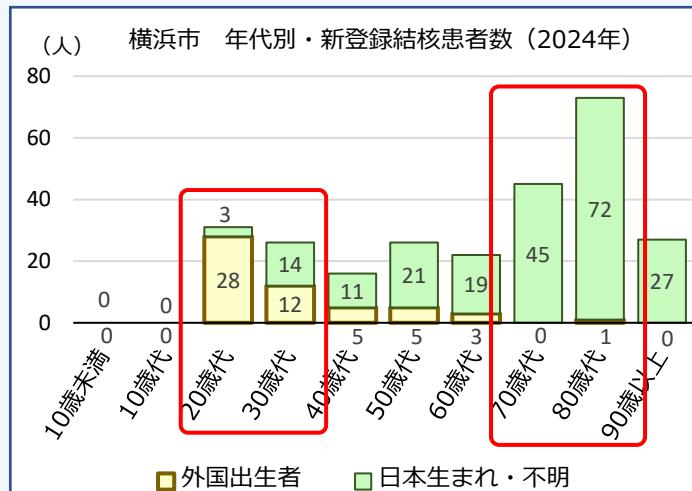
## 横浜市は下記①②の特徴があります

- ①外国出生の新登録結核患者は20～30歳代が多い
- ②70歳代以上の新登録患者は全体の5割以上を占めている

## 20～30歳代で増加、外国出生者が一因

### 外国出生者の傾向

- 外国出生の新登録結核患者数は全国で2023年は1,619人、2024年は1,980人と増えています。
- 横浜市では、2024年外国出生の新登録結核患者54人のうち、入国5年以内の発病者は27人でした。



### 70歳代以上の高齢者の傾向

- 2024年新登録結核患者のうち、70歳代以上の患者が占める割合は54.1%です。
- 特に80歳代の患者が占める割合は、27.4%と最も大きくなっています。

高齢者は、咳や痰等の典型的な呼吸器症状が出にくいと言われています。  
普段と異なる状態が続くときには、結核を疑った検査をお願いします。

## 発生届は、診断後直ちに最寄りの区福祉保健センターへ届出が必要です

結核及び潜在性結核感染症は感染症法で2類感染症です。

診断後直ちに、下記いずれかの方法で届け出てください。

- ・「感染症サーベイランスシステム」から発生届の入力。
- ・FAXで発生届を提出（様式は、横浜市ホームページからダウンロード可能）。（検索ワード：「届出基準・届出様式 横浜市」）

### ～結核が疑われる場合の喀痰検査について～

- ・喀痰検査は、1日1回、連続して3日間の「塗抹検査」及び「培養検査」の実施をお願いします。
- ・併せて、「核酸増幅法検査」を追加してください。

## 結核の治療中の方が入院・退院をされた場合、患者担当区福祉保健センターへ7日以内に「入退院届」の提出が必要です

様式は、横浜市ホームページ「結核」の「医療機関・各種施設の皆様へ」の「各種様式」から「結核患者入退院届」を選択してください。

## 結核医療費公費負担申請（37条の2）の注意点

### 1 新規開始日は、下記の書類の患者担当区福祉保健センターでの收受日

#### 必要書類

①感染症指定医療機関医療担当規程第8条に基づく意見書（診断書）

②胸部X線画像など（申請前3か月以内）

・肺結核は胸部X線画像が必須です。

・肺外結核・潜在性結核感染症の場合、胸部CT画像があれば、追加で胸部X線画像の提出は必要はありません。

③公費負担申請書（患者本人が記入）

### 2 有効期間は、申請日から6か月

内服治療が6か月以上続く場合、処方状況によっては継続申請が必要です。

継続申請の場合、有効期間内に上記1の必要書類を患者担当区福祉保健センターへご提出ください。

### 3 薬剤変更、外科的療法などは、事前申請が必要

申請日より前に実施した薬剤変更や外科的療法などは、公費の適応外となります。

必ず、1の必要書類を患者担当区福祉保健センターへ事前にご提出ください。



## 結核定期健康診断の実施と報告をお願いします

毎年、結核に係る定期の健康診断を行い、保健所に報告する必要があります。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第53条の2、53条の7等）

対象者：病院、診療所、歯科診療所、助産所の業務に従事する者

提出先：所在地の各区福祉保健センター・福祉保健課健康づくり係

提出方法：郵送、FAX、電子申請

\* 各種届出や結核医療費公費負担制度等の詳細、各種様式のダウンロードは、横浜市ホームページをご確認ください。